

議第49号

草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

## 草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例

草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第4条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条の見出しを「隣保館等運営審議会」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条」を「第6条」に改め、同項を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、別表第1の教育集会所の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 第7条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 集会所の施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 第8条、第9条および第13条の規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。

この場合において、「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（開館時間等）

第4条 集会所の開館時間および休館日は、教育委員会規則で定める。

別表第2中「第8条」を「第10条」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。